

## 認定 NPO 法人制度とは

---

# 「認定」をとりたい 東京のNPO法人のための 認定NPO法人セミナー

---

2012年  
特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会  
関口 宏聡

## シーズについて

---

- ・1994年11月に設立、2008年にNPO法人化。
- ・市民活動団体のネットワーク団体。
- ・設立当初の3つの目的
  1. NPO法の制定
  2. 認定NPO法人制度の制定
  3. NPO法人の情報公開制度の創設
- ・目的をほぼ達成。
  - 1998年にNPO法成立(2003年に改正)
  - 2001年に認定NPO法人制度成立
  - 1998年のNPO法に情報公開制度がセット
  - 2010年NPO法人会計基準の策定
  - 2011年新寄付税制&NPO法改正の実現！！
- ・現在は法・税制改正の普及やサポートを中心に活動中

2

## NPO・市民活動にとっての資金調達

- 会費・寄付金
  - NPOにとって非常に根源的な資金源
  - 社会貢献・変革を共に行う仲間・サポーターの支援
  - 「寄付型」の団体にとっては中心的な資金
  - 使途制約少なく、自由度が高いが、開拓は難しい
- ※今回の税制改正で税金の使途指定的の意味合いも
- 補助金・助成金
  - 金額は大きい、使途制約が多い。継続的獲得は難しい
- 自主事業・委託事業・その他事業収入
  - NPOの収入で平均6~7割を占め、市場規模は拡大中
  - 指定管理者や行政委託はミッションとの合致が重要
- 借入金
  - NPO向けの公的融資徐々に広がるが、身内からが多い

(C)NPO法人シーズ

3

## NPO・市民活動の課題

### ● 資金不足

多くのNPO法人が  
活動資金不足に悩む  
(約7割の団体が財政問題)

### ● 人材不足

資金不足で十分な給与が  
支払えず人材定着難  
(NPO常勤職員年収:170万)

### ● 信頼不足

国民の信頼はまだ低い。  
積極的な情報開示を求める  
(「NPOを信頼」は約3割)

### ● 参加不足

会員やボランティアの  
減少に悩む団体も  
(約2割は会員が減少)

4

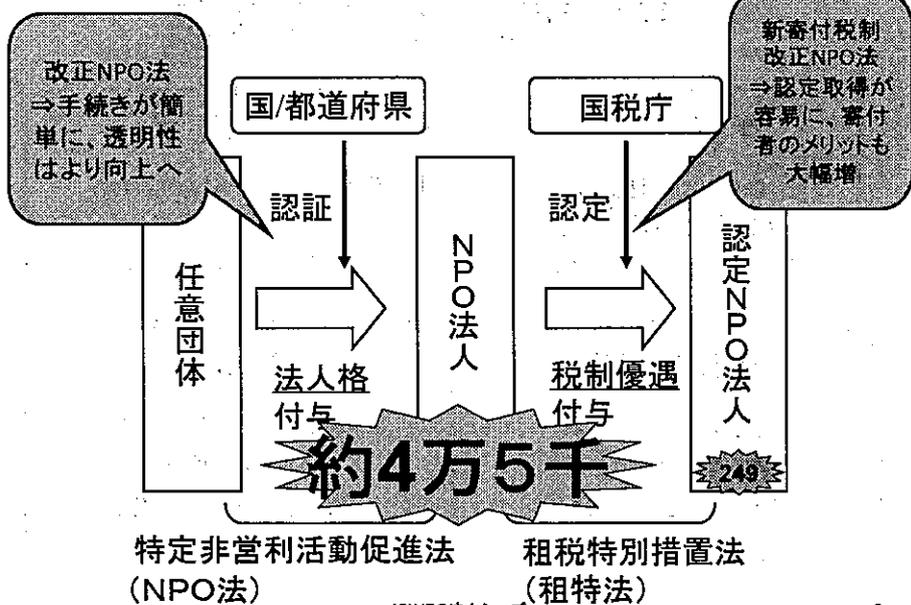
## 認定NPO法人制度とは？

- 活動資金不足に苦しむNPO法人に対する支援税制(税の仕組み)
- 一定の要件を満たしていると、東京都(従来は国税庁)から「認定」されたNPO法人は、3つの寄付税制と1つの法人税軽減措置の対象となる
- これにより、寄付を集めやすくなり、収益事業の法人税負担も軽くなる

(C)NPO法人シーズ

5

## H23年度まで: 旧認定NPO法人制度



6

## 認定NPO法人制度のこれまでの課題

- 制度創設から10年経っても、NPO法人全体でたった0.5%!
- 14県は認定NPOが一つもない「認定NPO法人空白県」  
【様々な問題】
  - そもそも制度が知られていなかった
  - 認定要件が厳しすぎた(特に相対値PST)
  - 事業型NPOが取得できず、メリットも薄かった
  - 認定要件が複雑で分かりづらかった(特に相対値PST)
  - 申請にかかるコストや手間が大変だった
  - 認定後の税制優遇メリットが大きくなかった
  - 認定機関・相談窓口が国税庁・局でハードルが高かった
  - 税理士以外の者がサポートできなかった etc

長年の要望活動が実を結び、抜本改正が実現!

(C)NPO法人シーズ

7

## 今回の改正が目指す方向性

- 行政からの安易な補助金
- 安くて一方的な事業委託

- × 補助金・委託漬け
- × 行政依存が強まる
- × 自立的な発展は望めない

NPOが自立発展できる環境整備が必要

支援の方向性

- NPOが官に依存せず、市民により支えられる
- 会費・寄付や自主事業による資金調達を支援
- 情報公開や認定による信頼性向上
- 寄付や会員による参加が増える方向へ

- 多様な財源確保
- 市民参加の促進

8

## 2段階の大改革「新寄付税制 & 改正NPO法」

### 新寄付 税制

6/30施行済

- 所得税の税額控除制度(40%)の導入
- 認定要件の緩和(絶対値PST:「3千円の寄付者100人」の導入)
- 初回の実績判定期間が2年に
- 地方税の下限額引き下げ(5千円→2千円)

### 改正 NPO法

今年4/1  
施行

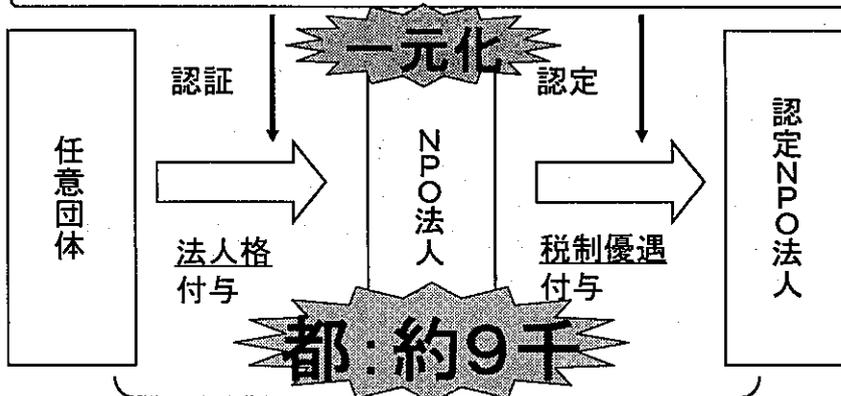
- 「仮認定制度(PSTを免除)」の導入
- 認定機関の移管(国税庁→都道府県)
- みなし寄附金の損金算入限度額の引き上げ(現行20%→50%or200万)
- 活動分野を3分野(観光等)追加
- 内閣府認証事務を都道府県へ移管
- 「活動計算書」への名称変更

(C)NPO法人シーズ

9

## H24年度4/1から:新認定NPO法人制度

所轄庁:東京都 ※都内に主たる事務所がある法人



国:特定非営利活動促進法(NPO法)

NPO法施行令・施行規則

所轄庁:NPO法施行条例・施行規則

※所轄庁の運用指針や手引きがより重要に!

10

## 認定取得のメリット・デメリット

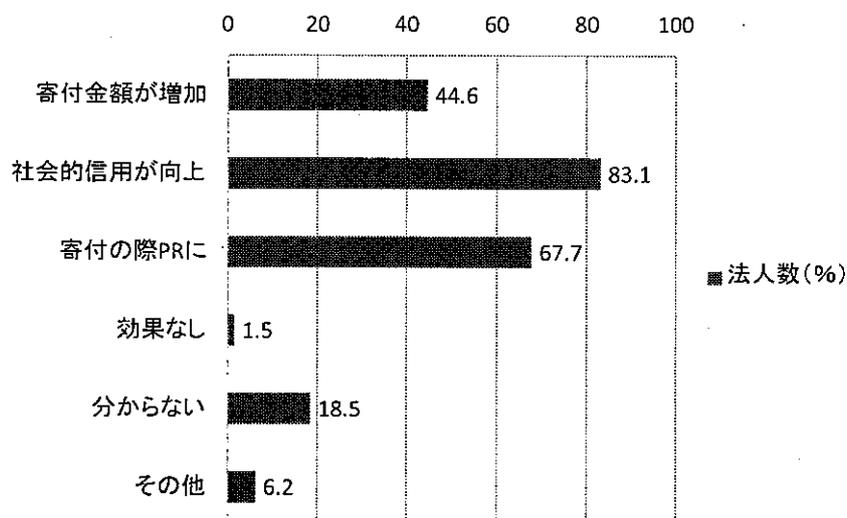
メリット	デメリット
1. 税制優遇されるので、寄付が集めやすくなる。	1. 認定申請はそれなりの手間とコストがかかる。 ※初回の申請は特に大変
2. 情報公開が強化され、団体の透明性が増す。	2. 会計・経理体制が整っていない団体は、寄付者管理等に相当の努力が必須。(寄付者名簿の整備等)
3. 内部管理がしっかりする。スタッフの意識が向上する。	3. 認定取得後は、報告義務が増える。(認証と比較して、やや増程度)
4. 社会的信頼性が向上し、企業や行政とも協働しやすくなる。	

(C)NPO法人シーズ

11

## 認定取得後の効果(複数回答)

平成22年度特定非営利活動法人の実態及び認定特定非営利活動法人制度の利用状況に関する調査  
法人数(%)



(C)NPO法人シーズ

12

**【税制優遇①】所得控除と税額控除の減税額比較**

対象：認定NPO+PST・情報公開満たす(公益社団財団法人・社会福祉法人・学校法人・更生保護法人)

所得控除方式

足切り金額2000円

所得控除限度額は所得金額の40%まで

税額控除方式 足切り金額2000円

税額控除率を寄付金額の40%・控除限度額を所得税額の25% ※限度超過

所得金額 (所得税率)	寄付金額 (年間合計)	寄付金控除額 (所得税 軽減額)	所得金額 (所得税率)	寄付金額 (年間合計)	寄付金控除額 (所得税軽減 額)
150万円 (5%)	1万円	400円	150万円 (5%)	1万円	3200円
	5万円	2400円		5万円	18750円※
600万円 (20%)	1万円	1600円	600万円 (20%)	1万円	3200円
	10万円	19600円		10万円	39200円
2000万円 (40%)	1万円	3200円	2000万円 (40%)	1万円	3200円
	1,000万円	319万9200円※		1000万円	200万※

(C)NPO法人シーズ

13

**【税制優遇①】住民税も寄付金控除(3・4号指定)**

控除方式	税額控除	税額控除
計算式 都道府県から指定⇒4% 市町村から指定⇒6% 双方から指定⇒10%	(寄付金額-5千円)× 4% or 6% or 10%を住 民税額から控除	(寄付金額-2千円)× 4% or 6% or 10%を住 民税額から控除
適用下限額(足切り金額)	5千円	2千円
控除上限額	総所得金額等の30%	総所得金額等の30%
寄付金控除対象法人 ※寄付者の住む自治体が、 寄付先の法人を条例で指 定していれば控除可、して いなければ控除不可	【認定NPO向(3号指定)】 都道府県・市町村(特別 区)が条例で指定した認定 NPO法人や公益社団財団 法人、社会福祉法人等 ※未制定の自治体も残る	【認定NPO向(3号指定)】 変更なし 【NPO法人向(4号指定)】 都道府県・市町村(特別 区)が条例で個別に指定し たNPO法人

認定NPO向け(3号指定)の具体例:

東京都⇒都内に主たる事務所・事業所を有する認定NPO

新宿区⇒(社福)新宿区社会福祉協議会・事業団だけが対象!(拡充が必要!!)

滋賀県彦根市⇒全国の全ての社会福祉法人!

NPO法人向け(4号指定)の具体例:神奈川県⇒制定済み ※京都府等で検討進む

愛知県刈谷市⇒市内に事務所のあるNPO法人 ※日本初?の制定・申請受付開始

## 【税制優遇①】条例があれば最大50%の減税

法人の種類	一般法人等	認定NPO法人等	合計される税額
○	○	○	50%
○	—	○	46%
○	○	—	44%
○	—	—	40%
○	○	○	10%
○	—	○	6%
○	○	—	4%



【認定NPO向け(3号指定)】

- 平成20年度税制改正で導入済み
- 各自治体が条例で「認定NPO法人等、所得税の控除対象法人」の中から、指定
- 「主たる事務所を域内に有する」法人を指定しているケースが多い

【NPO法人向け(4号指定):6/30~】

- 平成23年度税制改正で初めて導入
- 各自治体が条例で「NPO法人」の中から、個別に指定
- 個別指定を受けるとPSTが免除される

※ただし、その自治体内に事務所必要

(C)NPO法人シーズ

15

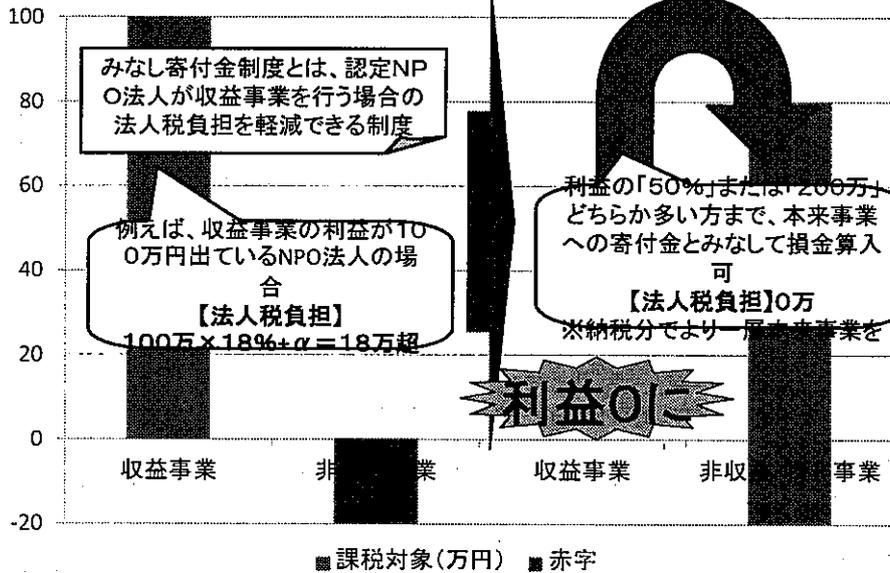
## 【税制優遇②】経費扱いできる寄付金額が拡大！

- 株式会社や各種組合、NPO法人など「法人」が支出する「寄付金」は経費で落とせる上限値が設定されている ※交際費と同じイメージ
- 上限値は「一般枠」と「特別枠」の2種類存在
  - 一般枠:どこに対する寄付でも使える汎用枠
  - 特別枠:認定NPO等への寄付だけに認められる枠

資本金・所得	一般枠	特別枠
資本金:1千万 所得:100万	NPO法人へ寄付:2.5万 認定NPOへ寄付:6.25万	NPO法人へ寄付:1.25万 認定NPOへ寄付:6.25万
資本金:10億円 所得:3億円	NPO法人へ寄付:500万 認定NPOへ寄付:1375万	NPO法人へ寄付:250万 認定NPOへ寄付:1375万

16

## 【税制優遇④】法人税も大幅に軽減！



(C)NPO法人シーズ

17

## 【要件①】新PST「3千円の寄付者×100人」

A:現行PST(相対値基準)  
【寄付収入の割合で判断】

B:“新”PST(絶対値基準)  
【寄付者の数で判断】



(C)NPO法人シーズ

18

### 【要件①】「寄付金」として認められるためには

- 『支出する側に任意性があること』『直接の反対給付がないこと』の二つの要件を満たすものを「寄附金」といい、名称が賛助金や助成金といったものであってもこの要件を満たせば寄附金になることがあります。

任意性があること	直接の反対給付がないこと
寄附金(物品)を出す寄附者自身が、出すか出さないかを自由に決定でき、かつその金額を自由に決めることができること。	寄附者が、支出した寄附金の代わりに、一般に流通するような商業的価値を持つ物品やサービスなどを受け取らないこと。お礼状や活動報告、無料の会報など、商業的に一般に売買されていないようなものは、反対給付にあたりません。

(C)NPO法人シーズ

19

### 【要件①】新PST「3千円の寄付者×100人」

「〇〇会費」は寄付なのか？

賛助会費は可能性高い！

正会員 ※総会での議決権を持つ会員	基本的に正会員の会費は、議決権の対価とみなされ、寄付扱いはされない。 【寄付扱い】 1口分は確実に無理 2口以上は可能性あり
利用会員・購読会員 ※サービスや物品を受け取る会員	利用会員等の会費は物品やサービスの対価になるので、原則、寄付扱いはない。 【寄付扱い】原則なし
賛助会員 ※定期的な寄付者に近い会員	見返りがなければ可。市場で売買されるような対価性のある見返りがあれば、寄付扱いは不可。 【寄付扱い】見返り次第

- 「寄付金」だけでなく、見返りのない「賛助会費・サポーター会費」なども寄付扱いで100人にカウントしてOK  
⇒賛助会員が100人いれば、クリアの可能性はある

- 役員は不可だが、正会員(社員)からの寄付はカウントしてOK  
※正会員費は原則×だが、2口以上は寄付扱いも

(C)NPO法人シーズ

20

## 【要件①】新PST「3千円の寄付者×100人」②

平均して100人いればOK！

- 2事業年度の平均値で寄付者が100人いればOK

100人	100人	クリア！
50人	50人	×
0人	200人	クリア！
170人	30人	クリア！
50人 ※設立で 6カ月のみ	100人	クリア！

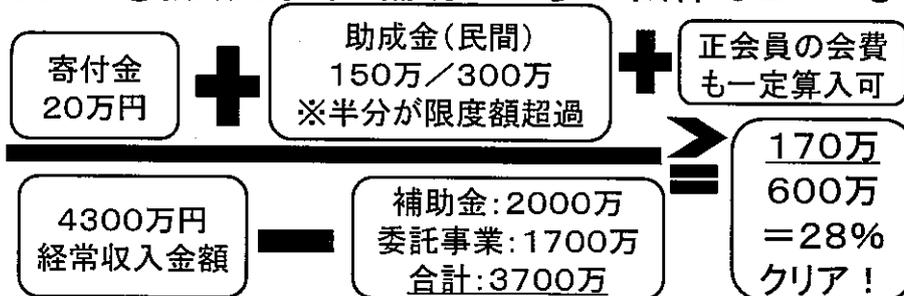
寄付者数のカウント例

- 寄附者Aが21事業年度に3,000円の寄附を2回し、22事業年度に寄附をしなかった場合⇒21事業年度は1人としてカウントし、22事業年度はカウントしない。
- 役員Bが3,000円、Bと生計を一にしているC(役員ではない)が3,000円寄附した場合⇒BもCもカウントしない。
- 役員と生計を一にしているC(役員ではない)のみが3,000円寄附した場合⇒カウントしない。
- 寄附者Aが1,000円、Aと生計を一にしているDが2,000円寄附した場合⇒1人としてカウントする(3,000円以上かどうかは合計額で判定)。

(C)NPO法人シーズ

21

## 【要件①】委託事業・補助金が多い団体は20%も

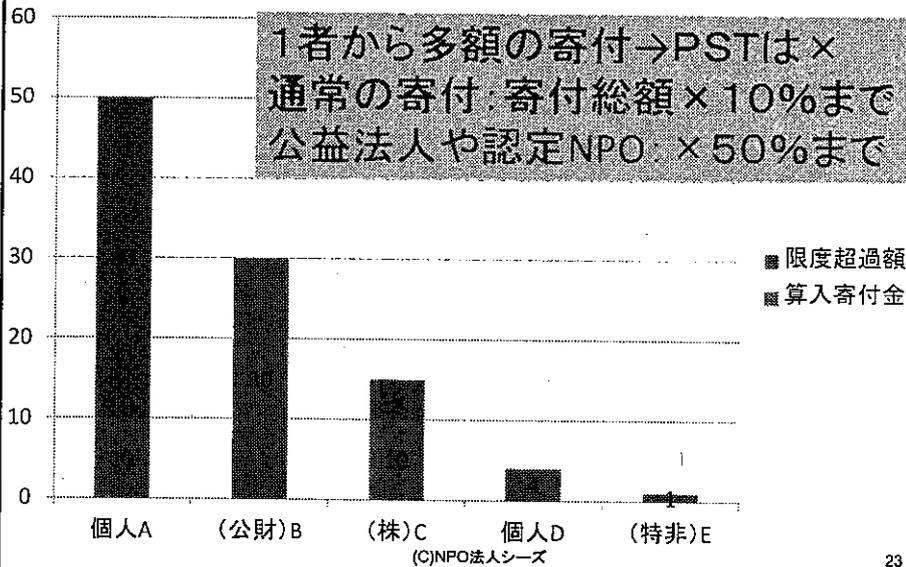


- 分母となる経常収入金額から、国(各省庁)や自治体(都道府県・市町村)、独立行政法人、国立大学法人等からの補助金や委託事業収入は差し引くことが可能
- 行政関係の大きな事業を行っていても、寄付や助成金がある程度あれば、意外と20%をクリアできる！
- 助成金の支出元が「公益社団・財団法人や社会福祉法人、認定NPO法人」であれば、通常寄付の5倍分算入可

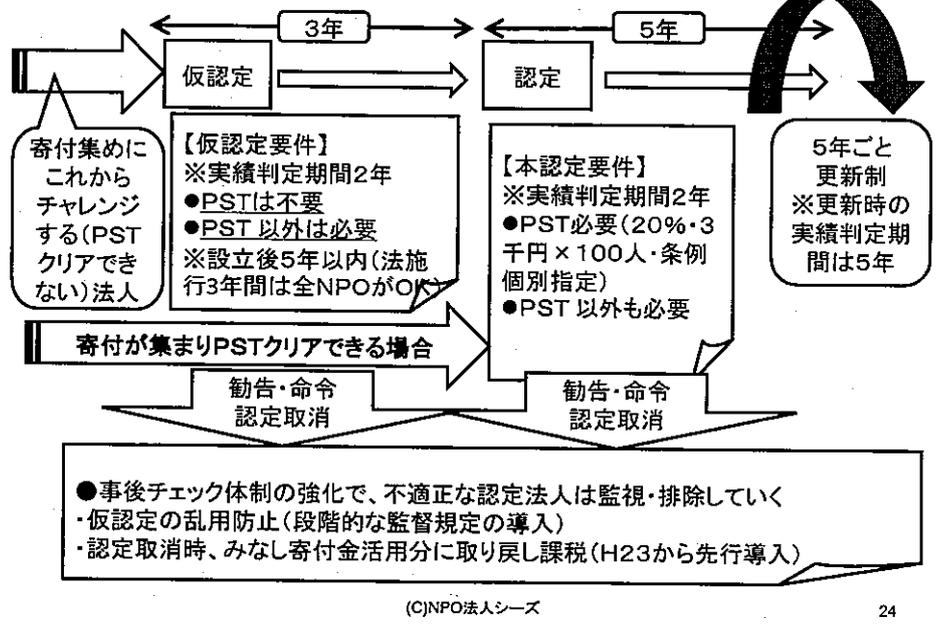
(C)NPO法人シーズ

22

## 【要件①】基準限度額の仕組み 受入寄付金総額が100万→事実上55万円扱い



## 【要件①】仮認定でホップ・ステップ・ジャンプ



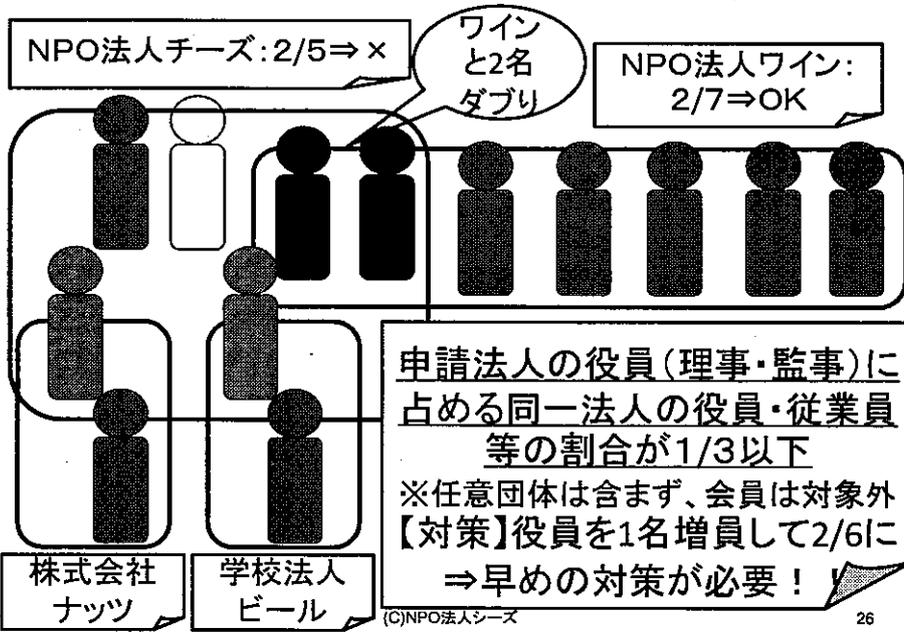
## 【要件①】認定と仮認定の違い

要件	8つの要件をすべて満たしている	PST以外の7つの要件を満たしている
有効期間	認定の日から5年間 (5年ごとの更新制)	仮認定の日から3年間 (仮認定は1回限りで更新は無い)
申請可能な法人	すべてのNPO法人(ただし設立後1年を超える期間を経過)	設立後5年以内の法人 ※ただし施行後3年間(2015年3月31日までは5年経過している法人も可)
実績判定期間	直近の2事業年度(初回)	直近の2事業年度 ※設立後すぐに仮認定は使えない
税制優遇	①個人が寄付をした場合の寄付金控除 ②法人が寄付をした場合の損金算入限度枠の拡大 ③相続人が寄付した場合の非課税 ④認定NPO自身のみなし寄付金	①、②は本認定と同じ ※税額控除も適用される ③の寄付した相続財産の非課税と ④のみなし寄付金は適用なし  ※仮認定後、認定に移行できなくても寄付金控除利用者への課税などペナルティはない

(C)NPO法人シーズ

25

## 【要件③】要注意要件「特定グループが1/3以下」



(C)NPO法人シーズ

26

## 【まとめ】改正NPO法による新認定制度

認定機関	国税庁・国税局	所轄庁(都道府県・政令市)
認定手続 書類様式	全国どこで申請しても、基本的に 同一の基準・手続き・様式 標準処理期間:6か月	所轄庁により、細かい基準や手続き、様 式等が異なる可能性も 標準処理期間:所轄庁により様々
書類作成 個別相談	税務書類の作成、税務相談に該 当するので、税理士の無償独占	税理士業務から外れ、誰でもOKに ※ただし、有償作成は行政書士に限定
認定要件	PST(20%・3千円×100人・条例 個別指定)や共益要件、事業活動 要件など8要件	PSTや共益要件、事業活動要件など8要 件+6項目の欠格事由が創設
認定	初回は実地調査あり、再認定制・ 2回目以降は原則書類審査	受付窓口や実地調査の有無など審査の 詳細は所轄庁に委任、更新制に
仮認定	なし	あり(PST免除・仮認定期間3年・税制優 遇は個人と法人の寄付税制のみ)
優遇税制	個人・法人・相続人の寄付税制 みなし寄付金(上限20%)	個人・法人・相続人の寄付税制 みなし寄付金(上限50%or200万)
監督規定	調査権限あり/認定取消のみ	調査権限あり/警告・改善命令・認定取 消(義務・任意)の3段階/その他事業の 停止命令

(C)NPO法人シーズ

27

## 改正NPO法・寄付税制改正がもたらすもの

### 【寄付者・納税者】

- NPO法人に関する情報がより分かりやすく、アクセスしやすくなる
- 税額控除で寄付金額・寄付先が増やせる  
例1: 税額控除の還付分を最初から上乗せして寄付! (H22:5千→H23:1万)  
例2: 税額控除の還付分を別団体へ寄付! (H23:Aに1万、還付分をBに5千)
- 寄付税制対象法人が事業型や地方でも増加。相続財産寄付・遺贈も進む。
- 住民⇒政府⇒地方自治体⇒NPO(タテの流れ)から、住民⇒NPO(ヨコの流れ)へ、より直接的に“地域が潤う”資金循環を実現可能に
- 税額控除により、限定的ながら、自分の税金の使い道を自分で決められるようになる。いわば国民主権(国民分権)や住民自治、民主主義の促進

### 【NPO法人】

- 寄付やボランティアなどの市民参加を再評価し、収入多様化の好機
- ファンドレイジング(3千×100人等)が盛んに。同時に良い意味での競争や淘汰も本格化。より成果が問われる時代になる。
- 寄付金使途や団体情報に関する情報公開がさらに重要に

### 【自治体】

- 認証に加え、認定事務も担当へ
- 独自基準の条例指定による寄付税制支援も可能に
- 既存NPO支援施策とのコラボで、支援拡充・多様化
- 寄付マインドを持った住民・NPOの存在が銀に

### 【企業】

- 地域密着型の団体など多様な分野・属性の認定NPO法人が誕生、自社の希望に合う法人が増加
- 企業の、寄付・助成・協賛先の認定シフトが進むかも

(C)NPO法人シーズ

28

## 新認定NPO法人制度の申請に向けて

### 認定取得に向けて団体内の意志決定や準備を

- 事務局内・理事会等で認定取得に向け情報共有・意志決定を
- 「3千円×100人」寄付キャンペーン等で寄付を呼びかけよう
- 寄付型だけでなく、事業型NPOもメリット増加、ぜひ検討を
- 今すぐ取得せずとも、数年後に向け中長期計画に組込・準備を
- まずは、役員要件のチェックや寄付者名簿の整備から始めよう
- 事前チェックシートでセルフチェック→相談→書類作成→申請

### 新しい社会システムの構築へ

- 社会課題の解決を「政府・自治体」「NPO」に任ずか選択可能に
- 寄付税制を活用して寄付先としてのNPOの存在感を高めよう
- NPOにとっては、成果や信頼性、共感性がより問われる時代に
- 寄付(FR)が持つ相乗効果で事業収入や助成金も増やそう

(C)NPO法人シーズ

29

## 【参考】NPO法人制度改正(認証制度改正)①

### NPO法人の活動分野を3分野追加

- NPO法人の活動分野に「観光の振興を図る活動」「農山漁村及び中山間地域の振興を図る活動」「都道府県・政令市の条例で定める活動」の3分野が追加され、計20分野に
- 【効果】より多様な活動が可能に、東日本大震災の復興にも貢献
- 【対応】必要に応じて、定款の活動分野に追加しましょう

### 内閣府認証事務を主たる事務所の都道府県へ移管

- 内閣府認証事務を主たる事務所のある都道府県へ移管
- 1政令市内のみに事務所のあるNPO法人は政令市認証・認定へ移管
- 【効果】地域主権・地方分権の推進、より身近な自治体で認証可能に
- 【対応】移管に関してNPO法人側の手続は不要、報告先は変更

(C)NPO法人シーズ

30

## 【参考】NPO法人制度改革（認証制度改革）②

「活動計算書」へ変更など「NPO法人会計基準」採用

- 会計書類を「収支計算書」から「活動計算書」に名称変更
- 「財産目録」を附属明細書へ変更など「NPO法人会計基準」を反映
- 内閣府の手引きもNPO法人会計基準準拠した形へ改訂
  
- 複式簿記を前提に、損益ベースで、原則的に現金主義から発生主義会計へ変更
  
- 【効果】使途制約のある寄付金やボランティア貢献分の注記など、NPO法人に合った基準により、財務状況をより正確に表せる
- 【対応】「NPO法人会計基準」に基づく会計報告を行うかどうかは、各団体の任意ですが、ぜひ基準に基づいた報告をしていきましょう
- ※「当面の間」は従来の収支計算書での提出も認められています。

(C)NPO法人シーズ

31

## 【参考】NPO法人制度改革（認証制度改革）③

認証手続きに関する柔軟化・簡素化

- 解散公告回数の削減(3回→1回)、届出事項(役員定数や事業年度変更)の追加、みなし総会決議を可能に、認証書類提出後の軽微な補正を可能に、認証期間の短縮が可能になど、認証の柔軟化・簡素化
- 【効果】NPO法人の認証に関する事務負担を軽減、機動的な運営を可能に
- 【対応】みなし総会決議の適用のためには定款変更が必要な場合がある(電磁的方法による議決等を含む)、所轄庁の条例次第の部分も多い

(認定)NPO法人の情報公開の強化・不適正な団体排除

- 事業報告書等の謄写(コピー)を可能に、従たる事務所でも定款や事業報告書等の備え付けが義務化、インターネットによる情報公開体制を整備
- 内閣府「NPO法人ポータルサイト」が拡充され、事業報告書PDF等が掲載
- 認証後未登記団体の認証取り消し制度を創設
- 代表理事のみの登記へ変更(代表権の制限が第三者にも分かるように)
- 【効果】NPO法人の透明性・信頼性がより一層向上
- 【対応】従たる事務所でも事業報告書等を準備、既に定款で理事の代表権を制限している場合は、施行後6ヶ月以内に登記手続きが必要

(C)NPO法人シーズ

32

